

フランス債務法改正規定における代金減額制度

上 井 長 十

はじめに

フランス民法典の債権編一般規定群に関する改正規定（オルドナンス）が施行されたのが2016年10月、その追認法案が可決され同法が施行されたのが2018年10月である⁽¹⁾。本稿では、この2016年の改正規定および2018年の追認法規定における、契約不履行に対するサンクションとしての代金減額規定をめぐるフランスでの議論状況を紹介する。フランス民法典における債務法一般規定群に関する改正の成果の一つとして、契約不履行に対する債権者の救済手段が体系的に整序されたことを挙げるができる。すなわち、不履行の抗弁、履行の強制、代金減額、契約解除、損害賠償が1217条から1231-7条にかけて契約不履行に関する規定群としてリスト化され、かつ相互の関係が示されたのである⁽²⁾。そのリストのうち、いわゆる契約不履行に対する代金減額は、改正以前から個別の具体契約規定あるいは判例法理において、その主張手段は認容されていたものの、民法典の契約に関する一般規定としては存在していなかった。今回の債務法改正では、代金減額を、特定の契約類型に限らず契約不履行に対する一般的なサンクションの一つとして加えたことになる。

ところで、代金減額をどのような制度として理解し、そして運用するのか、その制度設計をするためには、具体的にその主張要件、主張方法、減額の方法の3つの内容を明確にする必要があった。そしてフランスにおける一連の改正作業過程で展開された議論（追認法施行後も引き続き議論されることになりそうであるが……）では、この3つの要素を明確にするべく、裁判外で一方的に債権者が代金減額を主張できるか⁽³⁾、という命題に挑むことになるのである。代金減額は、契約関係は保持されるも契約内容の修正という重大な影響をもたらす作用であることから、一方当事者による一方的な主張を認めてよいのか、その濫用的な行使をいかに制御するのが検討されなければならない。なお、以下本稿では代金支払義務を負う当事者を、「債権者⁽⁴⁾」（それに対して代金と対価の関係にある給付を行う者を「債務者」と表記する。

本稿では、代金減額を不履行に対する一般的なサンクションとして定めるにあたり、「裁判外で一方的に債権者が代金減額を主張できるか」をめぐるどのような議論が繰り返されてきたのか、その議論がフランスにおける代金減額の運用方法にどのような影響をもたらすことになるのかを見ていくことにする。

一 2016年のオールドナンスと2018年の追認法の文言比較

まず、2016年のオールドナンスと2018年の追認法⁽⁵⁾の内容について、条文の原文と和訳(試訳)を示し、両規定を対照させながら、代金減額規定をめぐる学者が、あるいは議会議での追認法の審議過程で争点としたことを紹介したいと思う。

1 2016年のオールドナンス規定(表1)

なお、本改正の目的の1つは、不履行に対するサンクション一覧を提示することにあることは前述の通りであるが、その一覧リスト

を示した規定である1217条⁽⁶⁾では表2のようにさだめている。

司法省から示された大統領への報告書(以下、報告書とする)⁽⁷⁾では、代金減額に関する規定内容は以下のような制度趣旨、内容をもつものであると説明する。すなわち、売買の瑕疵担保責任規定(1644条)で定める評価訴訟(action estimatoire)のような個別でさだめる代金減額に関する規定を、本改正により一般化することを提案すると述べている。既存の個別の諸規定と異なる点として、裁判所への訴えを要しないことを挙げる。行使方法として、まず債務者に対して完全な履行を請求することを催促しなければならず

表1 2016年のオールドナンス(1223条)

<p><u>1223条1項</u> 債権者は、催告の後、契約の不完全な履行を承諾し、価格の割合的な減額を懇願することができる。</p>	<p><u>1223条1項</u> Le créancier peut, après mise en demeure, accepter une exécution imparfaite du contrat et solliciter une réduction proportionnelle du prix.</p>
<p><u>2項</u> 債権者がまだ代金の支払いをしていない場合、債権者はできるだけ早くに代金減額をすることに決めたことを通知する。</p>	<p><u>2項</u> S'il n'a pas encore payé, le créancier notifie sa décision de réduire le prix dans les meilleurs délais.</p>

表2 2016年のオールドナンス(1217条)

<p><u>1217条1項</u> 義務の履行がなされていない、または不完全な履行をされた当事者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> -自己の債務について履行の拒絶もしくは履行の延期をすることができる -債務の現実の強制的な履行を追及することができる -<u>代金の減額を懇願</u>することができる -契約の解除をもたらすことができる -不履行により生じた損害の賠償を求めることができる。 	<p><u>1217条1項</u> La partie envers laquelle l'engagement n'a pas été exécuté, ou l'a été imparfaitement, peut:</p> <ul style="list-style-type: none"> -refuser d'exécuter ou suspendre l'exécution de sa propre obligation; -poursuivre l'exécution forcée en nature de l'obligation; -<u>solliciter une réduction du prix</u>; -provoquer la résolution du contrat; -demander réparation des conséquences de l'inexécution.
<p><u>2項</u> 両立できないことはない制裁は合わせて主張できる。損害賠償は常に合わせて主張できる。</p>	<p><u>2項</u> Les sanctions qui ne sont pas incompatibles peuvent être cumulées; des dommages et intérêts peuvent toujours s'ajouter.</p>

(債務者にとっては完全な履行を実行することができるラストチャンス)、それに応じない債務者に対して債権者は「できるだけ早くに dans les meilleurs délais」代金減額を行うことを告げなければならない。一方、すでに代金を支払っている場合は、割合的に減額した金額の返還を債務者に求めることとなる。減額の方法は、不履行の程度に比例した割合的な計算に基づき行われる⁽⁸⁾。他の救済手段との位置づけについては、不履行の抗弁と解除の中間的な救済方法であり、あらかじめ契約で決めていた給付内容に代えて現実に履行されたものに契約を修正 (révision) することを認める手段であると説明する。

なお、2015年のオルドナンス草案(プロジェクト)では、その1223条で「1項 債権者は、契約の不完全な履行を承諾し、価格の割合的な減額をすることができる。2項 まだ代金を支払っていない場合、債権者は自己の決定をできるだけ早くに通知する。」との規定を提案していた⁽⁹⁾。2015年のプロジェクトと2016年のオルドナンスとの間における文言上の違いは、オルドナンスでは、①同条1項で、「催告後」との文言が加わっている点、②価格の割合的な減額を「懇願 solliciter」できるとの

表現になっている点である。これに対し草案では、「懇願」という表現は、1217条の救済に関する一般規定において用いられているも、1223条の代金減額に関する規定では「減額できる」とのみ表現している⁽¹⁰⁾。1223条2項については両者とも同一の文言である。

2 2018年の追認法律規定(表3)

追認法律も2016年のオルドナンスと同様に、契約不履行を侵した債務者に対するサンクションに関する一覧リストを1217条で示している(サンクションの内容はオルドナンス同様に履行請求、同時履行の抗弁、解除、代金減額、損害賠償である)。追認法律1217条においては、代金減額については一点、オルドナンスからの修正が施されている。すなわち、2016年オルドナンスでは代金減額を「懇願する」solliciterとしていたのを、18年追認法律では、obtenirとし、「代金減額を得ることができる」とされた(原文は、obtenir une réduction du prix)。

追認法律における1223条では、代金減額の行使態様を代金未払いケースと代金既払いケースの二つに明確に区別し、①債権者が代金未払いの場合は、最後通牒としての履行の

表3 2018年の追認法律(1223条)

<p><u>1223条 第1項</u> 給付に不完全な履行がある場合、債権者は、催告のあと、給付を未だ支払っていないかその一部を支払っている時、できるだけ早く価格の割合的な方法による減額の決定を債務者に通知することができる。債権者による価格の減額の決定に対する債務者の受諾は、書面により作成されなければならない</p>	<p><u>1223条 1項</u> En cas d'exécution imparfaite de la prestation, le créancier peut, après mise en demeure et s'il n'a pas encore payé tout ou partie de la prestation, notifier dans les meilleurs délais au débiteur sa décision d'en réduire de manière proportionnelle le prix. L'acceptation par le débiteur de la décision de réduction de prix du créancier doit être rédigée par écrit.</p>
<p><u>第2項</u> 債権者が既に支払をしている時、両当事者による一致がない場合、債権者は裁判官に減額を要求することができる。</p>	<p><u>2項</u> Si le créancier a déjà payé, à défaut d'accord entre les parties, il peut demander au juge la réduction de prix.</p>

催告⁽¹¹⁾を債務者に行った後に、代金減額を自身が決定した旨の通知⁽¹²⁾を行うことで代金減額の効果が生じるとした。それに対し②債権者が代金を既に支払っている場合（既払いケース）、債権者による代金減額の求めに債務者が応じれば両当事者の合意による代金減額が成立し、債務者に拒否された場合、債権者は代金減額を裁判官に求めることができると定める。したがって既払いケースの場合では、債権者の一方的な代金減額の主張により代金減額という効果を得ることはできないことが明記された。

二 2016年のオールドナンスにおける 1223条解釈をめぐる諸問題

代金減額規定については、その主張要件と行使要件および減額金額算出の方法をめぐって制定当初からその規定内容の不明確さが指摘されている。

1 主張要件について

不完全な履行（exécution imparfait）がある場合に、債権者は代金⁽¹³⁾減額を主張できる旨定めるが、「不完全な履行」とはいかなる場合かについて定めていない。この点については、給付の量的な不完全さ、質的な不完全さ、に加えて、履行遅滞の場合においても、場合によっては減額の主張が認められるべきであるとの指摘がある⁽¹⁴⁾。それに対して、契約解除と異なり、不完全な履行の重大性、深刻さを求めておらず、さらに責任追及手段でもないことから、代金減額は不完全な履行が不可抗力によるものであっても行使できると解すべきとの解釈で固まっていくものと

思われる⁽¹⁵⁾。

2 行使要件について

(1) solliciter, accepter, déciderが意味することとは？

1223条に関する解釈上の問題は、もっぱら代金減額の行使要件に向けられている。大統領報告の中では、代金減額は裁判外での一方的な権限行使、いわゆる unilatéralisme を実現するシステムであることが声高に述べられているものの、果たしてその趣旨を体现する規定内容となっているのか疑問が投げかけられている。その原因は、法文で用いる用語の解釈の難しさにあるといえる⁽¹⁶⁾。

solliciter：誰に対して懇願し、何を懇願する
のか？

契約不履行に対するサンクションを列挙する1217条では、代金減額を solliciter（＝辞書的な意味としては、切実な願いを表す言葉である。以下、同用語の訳を「懇願」とする）することができる⁽¹⁷⁾と表現している。1223条第1項でも、「価格の割合的な減額を懇願することができる」と定め、同じく solliciter という用語を用いている。債権者が懇願する相手は誰なのか。その言葉の一般的意味からすると、solliciterは、債権者が裁判所に訴えを提起し、裁判官が代金減額を認めるか否かを判断し、その額も裁判官が決定しなければならないという意味として理解することもできる。そうではなく、債権者が債務者に対して代金減額を懇願するというように解釈してしまうと、一般的に、落ち度がある人物（債務者）に対して代金減額を「sollicite（懇願）」するという表現は違和感があり、そうではな

くむしろ落ち度がある者に対しては「exige (要求)」するものであるとし、ユニラテラリズムを宣言するのであるならばsolliciterという用語を用いることは不適切であるとの指摘がある⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。「懇願」する相手が裁判官なのか債務者なのか、どちらとも解することができ曖昧な表現である。このようにsolliciterの解釈問題は、代金減額制度を裁判外における債権者による一方的な主張手段としてみることができるのか、という根本的な制度運用のあり方を大きく左右することになるとの懸念が少なからず学者サイドから指摘されていた⁽¹⁹⁾。

(2) 代金既払いケースと未払いケースとの区別の意義

このような用語の意味の不透明さは、1223条1項と2項の理解に影響を及ぼすことになる。たとえば、あえてsolliciter (懇願) という用語を採用した狙いは、代金減額をするためには債務者による同意を要するという意味がこの用語には含まれるとの解釈を前提として1223条1項と2項を捉えていこうとすることも可能である。すなわち、代金減額は、債権者が債務者に代金減額を要求し債務者との間で代金減額の合意に至る場合と、合意に至らず裁判所への訴えにより代金減額が実現される場合とを定めた規定であると理解する考え方である⁽²⁰⁾。代金減額の合意に至らず、裁判所へ訴えを提起する場合、債権者が代金既払いの場合は、債権者が一部返還の訴えを提起せざるを得ず、それに対し代金未払いの場合は、代金減額に不服の債務者が訴えを提起することになる⁽²¹⁾ことから、代金未払いケースにおける債権者の優位性を認めること

が1223条の狙いということになる。代金未払いケースでは、代金減額を裁判所に懇願しその効果を取得する前に、債権者が単独で不完全な履行を確認し、同時に不完全な履行を承諾 (accepter) する行為は、裁判外での一方的権限行使のメカニズムに近接することになるとする⁽²²⁾。債権者のみが不完全な履行を承諾することができるのである⁽²³⁾。しかし、このようなとらえ方に対しては、債権者による代金減額の求めに対し債務者が同意する場合は、何も問題はないのであって、あえてこのようなケースを想定した新規定を設ける意義はないとの反論⁽²⁴⁾や、代金未払いケースと既払いケースとでこのような区別を設けることの意義はどこにあるのかといった問いが、当然予想できる。

あるいは、solliciterという用語を使用した意図として、代金減額をする「額」についてはもっぱら裁判所の判断に委ねるという趣旨にでたものであると解しうるか、とA.BÉNABENTは自問するも、債権者に代金減額の主張を認めた経済的意味からしてそのように解することを否定する⁽²⁵⁾。もっとも、特に給付の質に関する評価での問題となるが、割合的減額により債権者が支払うべき金額と不履行の程度との相関関係が明確ではない場合に、債権者に鑑定人として代金減額の割合的評価を任せることは、債務者の利益を損なう恐れがあることから、評価についての裁判官による事後的な介入の道を残しておくざるを得ないこととなる⁽²⁶⁾。

「懇願」の解釈方法に困惑するも、1223条1項と2項の関係についてはおよそ学者の間では、条文上明言はしていないものの解釈方法としては、1項を代金既払いケース、2項を

代金未払いケースとして捉えることが合理的であるとの理解にあるとよい。債権者による代金減額の主張場面として、債権者が代金を既に支払っている場合に、債務者によりもたらされた給付が不完全であることを理由として、その既払額のうち減額された分相当の返還を求めるケースと、不完全な給付がもたらされるも債権者はまだ代金を支払っていない場合で、実際になされた不完全な給付に見合う額だけの支払は行うがそれ以上の支払は拒むケースとが考えられる（前者を既払いケース、後者を未払いケースと呼ぶことにする）。2016年のオールドナンス規定にあてはめてみると、以下のように1項2項を捉えることになると思われる。(a) 1223条1項では代金既払いケースを定めており、債権者は債務者を付遅滞にしたあと、不完全な履行を受諾するとともに価格の割合的な減額を懇願することができる旨定める。(b) その一方で第2項では、未払いケースを定めており、この場合、債権者は代金を減額すると決めたことを早急に債務者に通知する、と定める。学者サイドからはこのように2つのケースに場合分けする意義について、代金減額の法的性質論（代金減額は訴権か、裁判外で行使することができる権利か—ユニラテリズムとの関係）と密接に関係する重要な問題として捉えている⁽²⁷⁾。

(a) 代金既払いケース

第1項では、代金減額を懇願するにあたり、債務者を付遅滞にすることが、行使要件として課されている。債務者に対し完全な履行を行う最後のチャンスを与える趣旨である⁽²⁸⁾。その後、債務者による履行がない場合に、はじめて債権者は代金減額を懇願できることに

なる。懇願する相手が誰なのかについては前述のように *solliciter* 概念の不明確さ故に様々な解釈があり得るわけであるが、懇願する相手は債務者ということになる。結局、債務者に代金減額を懇願できるにすぎないということは、合意に基づく契約の修正を申し込む行為ということになる⁽²⁹⁾。そこで、債権者が債務者に第1項に基づく代金減額を懇願するも、債務者がその申し出を拒絶した場合、債権者が裁判所に代金減額の訴えを提起することになる⁽³⁰⁾。

(b) 代金未払いケース

2015年のプロジェ規定については、1217条と1223条の文言を整合的にとらえることが可能な解釈法があると指摘し、1223条はもっぱら未払いケースについてのみ定めた規定であるにとらえることができ、したがって未払いケースにおいてのみ、債権者が代金の減額をして、その決定を債務者に通知する、というように裁判外での一方的な行使が認められることになるという解釈法の可能性を唱えるものもあった⁽³¹⁾。この点、2016年のオールドナンスは、規定の体裁から明確に第1項が既払いケースを想定し、第2項が未払いケースを想定した規定と解釈することができ、未払いケースでは解除と同様に減額を裁判外で一方的に行使できる（債権者は減額を債務者に通知することで足りる）ものととらえることができる⁽³²⁾。

三 オールドナンス追認法律の制定過程

2017年6月9日に2016年のオールドナンス追認法案が政府から示されたのを受けて、セナと国民議会との間で激しい応酬が繰り返され

れることになる。政府から示された1217条と1223条についての追認法案の内容は2016年のオルドナンス規定をそのまま追認するという内容であった。同法案はまずセナに提出された⁽³³⁾。

以下それぞれの読会で示された見解，法案を時系列に沿って紹介する。

①セナ 第1読会（2017年10月17日）で
可決された追認法修正案

セナ第1読会では以下の内容の追認法修正案が可決された。すなわちセナ修正法案第9条において、「1° 1217条第4項の，solliciterという用語は，obtenirという用語に変更する。3° 1223条第1項は以下のように修正する：「契約に不完全な履行があった場合，債務の債権者は，債務者への催告の後，価格の割合的な減額を決定することができる⁽³⁴⁾」」との修正案が提示された。2016年オルドナンスの1223条第2項については右セナ修正法案においては言及がないことから，セナ第1読会の追認法修正案を前提とした代金減額に関する1223条は，第1項が上記の修正案となり，第2項は代金未払いケースにおいて債権者は早急に代金減額の決定を通知するとのオルドナンスが変更なくそのまま残ることになる。もっとも，第2項で求める要件の違いを除き，代金未払いケースと既払いケースとで行使要件についての違いを設けることは考えていない。

セナ立法委員会M. François PILLETの報告（2017年10月11日）

上記セナ修正案のもとになったのは，セナ立法委員会M. François PILLETの報告⁽³⁵⁾で

ある。以下，同氏が指摘した修正内容を紹介する。まず，2016年のオルドナンスは，solliciter（懇願）の相手が，債務者なのかそれとも裁判官なのかが不明確であることを指摘し，この点，2016年オルドナンスにおける大統領報告は，裁判官への訴え提起を介さずに行使できるシステムであると宣言していることから，その相手は債務者であることが明白であると述べる。また，オルドナンスは，完全な履行ができない債務者が，債権者に債務の不完全な履行をすることを申し出て，それに対し債権者が代金の割合的な減額を懇願できる，というケースは想定しておらず，したがって，第1項でaccepter（受諾）という用語を用いることは，このような誤解を生む危険が生じることから，「債権者が不完全な履行を受諾」という文言の削除を提案する。さらに，既払いの場合は代金減額を債務者に懇願し，未払いの場合は代金減額を決定できる，といったように未払いと既払いに分けて規律することの合理的な理由がないと主張する。すなわち，実際のところ，未払いケースと既払いケースとでは，訴え提起により裁判官が代金減額をめぐる紛争に介入する時期を遅らせるにすぎず1223条がもたらす効果は限定的であるとする⁽³⁶⁾。

そこで文言の不明確さを解消すべく，1223条第1項のaccepterの削除，solliciterをdéciderに変更（委員会での審議時は，さらにdéciderからobtenirに変更），1217条についてもsolliciterをdécider（委員会での審議でobtenirへ）に変更することを提案している。

②国民議会 第1読会(2017年12月11日)

で可決された法案

セナ第1読会で可決された法案に対して、国民議会で可決された第1読会修正法案は、1217条の文言については *solliciter* を踏襲することを宣言し(セナ第1読会案の否定)、1223条については、第1項で「給付の不完全な履行があった場合、債権者は催告の後、給付の全部あるいは一部の支払が未だに行われていないのであれば、できるだけ早くに価格の割合的な方法による減額の決定を債務者に通知することができる。債権者の代金減額決定に対する債務者による承諾は書面で行われなければならない、その場合もはや異議を唱えることはできない」と定め、第2項では「債権者が既に支払を済んでいて、当事者間の(代金減額に関する)同意がない場合、債権者は裁判官に代金減額を求めることができる」とする案⁽³⁷⁾を可決した。

国民議会立法委員 M. Sacha Houlié の報告委員会⁽³⁸⁾が示した案は、以下の2点である。まず1217条の文言についてはオールドナンスで示された法文を踏襲する。次に、1223条については、代金の未払い、あるいは、一部のみ支払い済みケースの場合、債権者に一方的な代金減額の主張を認めたいうで、このケースでは、債権者からの代金減額通知に対し債務者が書面により代金減額を承諾すると、もはやそれ以後は価格について再び争うことはできないとする。一方、代金全額既払いケースでは、代金減額を求めるために債権者は裁判所への訴え提起を要するとする。

国民議会立法委員会が提出した報告書では、まずそもそものオールドナンスが示した法

文内容を以下のように捉えることを確認している。すなわち、①代金減額は、債務者⁽³⁹⁾あるいは裁判官から強制されるものではなく、債権者に認められた権利である。②代金減額を主張するに先立ち、債権者は完全な履行を債務者に催告する必要がある。③その後、債権者が代金未払いの場合、できるだけ早くに代金減額の決断を通知しなければならない(一方的な代金減額権の行使)。④債権者が代金既払いの場合、減額に対応する金額分の返還を懇願(*solliciter*)することができる。また、1217条で示された他のサンクションとの関係でみると、代金減額は、履行の拒絶権と契約の解除との中間的な主張手段として捉えている。

オールドナンスの内容を以上のように理解した上で、M. Sacha Houlié はセナ第1読会が示した修正ポイントに対してまず、*solliciter* の文言を変更することには反対し⁽⁴⁰⁾、セナ第1読会案に対しては、「1223条第1項 給付に不完全な履行がある場合、債権者は、催告の後でかつ給付の全部あるいは一部の支払がまだなされていないのであるならば、価格の割合的な方法による減額の決定を債務者に通知することができる。割合的な方法による減額の決定の債務者による受諾は書面によりなされなければならない⁽⁴¹⁾、その場合もはや異論を唱えることはできなくなる。第2項 債権者が既に代金を支払っている場合、契約両当事者間の合意がない時は、債権者は裁判官に代金減額を求めることができる⁽⁴²⁾」との新たな修正案を提案した。右立法委員会提案は国民議会第1読会において可決されたのであるが、セナ第1読会修正案に対しては以下のような同提案の不十分さを立法委員会報

告及び議会において指摘している。すなわち、セナ第1読会修正案は、代金減額規定メカニズムの明確化としては不十分なものであるとし、代金未払いケースと代金既払いケースに分けてルールを構築すべきであると提案する。①代金未払いケースにおける債権者からの代金減額の申し出については、債権者による一方的な代金減額の行使を認める。このケースでは、債権者からの代金減額の主張に対して債務者が書面によりその申し出を受諾した場合は、債務者はもはや異議を唱えることができなくなり、書面による受諾を拒否した場合は債権者の決定に対していつでも債務者は裁判官に対して異議を唱えることができるとする。その一方で、代金既払い（一部の支払を含む）ケースの場合は、裁判における代金減額の主張を認めるとの案を示し、代金既払いケースにおいては、割合的な額の返還を債務者に命じることを裁判所に求めることしか債権者はできないとするのである。

③セナ 第2読会（2018年2月1日）で可決された法案

セナ第2読会では、改めて1217条の *solliciter* を *obtenir* に変更する案が堅持され、1223条については、国民議会第1読会案で示された債務者による同意に関する条文のうち、もはや異議を唱えることはできない、という文言が削除された⁽⁴³⁾。

セナの立法委員会⁽⁴⁴⁾では、以下の2点が提案された。まず①1217条の *solliciter* の文言を *obtenir* に修正することを改めて提案している。不完全な債務の履行に対して債権者は価格の一方的な減額をすることができることを明確にする必要があることを理由とする。

次に②国民議会第1読会案1223条1項第2文の “*et met définitivement fin à la contestation*（もはや異議を唱えることはできない）” の削除を提案する。国民議会第1読会案は確かに紛争予防という点ではメリットはあるが、債務者にとっては相対的に厳しい対応である。例えば財産的に厳しい状況にある請負人あるいは職人が、やむを得ず濫用的な減額を受諾したような場合に、債権者による代金減額の決定をあらためて司法の場で争うことができないとするのは行き過ぎであろう、と指摘する。

委員会案を受けて、セナの第2読会本会議では、債権者に一方的な代金減額の主張を許す趣旨から、1217条の *solliciter* の用語は不適切であるとの立場を再度宣言し、さらに、1223条については、代金未払いケースを定める第1項について、債務者が割合的な代金減額を承諾する旨の書面を作成した場合であっても、以後債務者は裁判所に対して異議を唱えることを妨げない、との委員会案を承認した⁽⁴⁵⁾。その一方で、1223条第2項については、セナ第1読会の時とは異なり、代金未払いケースと既払いケースとに分けて規律する国民議会第1読会案の考えを受け入れ、国民議会第1読会で可決された既払いケースの規律内容を承認した。

国民議会第1読会案が提案した代金未払いケースと既払いケースに分けてのルール構築案をセナ第2読会で受け入れた理由を報告書などの議会資料からうかがい知ることはできず、また、未払いケースにおいて債務者が代金減額を承諾する際には書面を要するとの文言が法的にどのような意味を持つことになるのかの説明がなされていない。

④国民議会第2読会（2018年2月15日）で
可決された法案

セナの第二読会で可決された法案について、国民議会の立法委員会（M. Sacha Houlié）は以下のような見解を示し、議会でも可決された。すなわち、1217条の文言は *obtenir* に変更し、債務者からの代金減額の申し出を債務者が受諾した場合、それ以後いかなる異論も主張できないとの文言を削除するセナ第2読会案の見解に同意した。

その後、国会同数合同委員会⁽⁴⁶⁾（2018年3月14日）を経て、国民議会（2018年3月22日）、セナ（2018年4月11日）ともに2018年追認法の内容、文言で可決された。

四 2018年の追認法律規定

追認法律では代金既払いケースと未払いケースの区別を明確化するとともに、代金減額を、裁判外における一方的な行使手段（ユニラテラリズム）と裁判上の行使手段としての両義性をもった主張手段として性質決定することを宣言する。

1 1217条の文言修正

不履行に対する制裁方法一覧を示した1217条は、2016年オールドナンスの修正として、代金減額に関する文言の修正を行った。すなわち、2016年オールドナンス1217条では代金減額を求める“*soliciter*”ことができるとしていたところ、追認法では“*obtenir*”とし、代金減額を得ることができるとした。裁判外での主張（1項ケース）と裁判上での主張（2項ケース）の両場面に妥当する用語としてふ

さわしいものとして *obtenir* が選抜されたものと思われるが、それと同時に不履行に対するサンクションのリスト一覧規定において、ユニラテラリズムの促進を宣言しようとする意図を垣間見ることができる⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾。

2 1223条の修正

ここでは追認法律においてオールドナンスから修正された点についてのみ見ていくことにする。

(1) 「債権者による受諾 *accepter*」の文言除去と、あらたな「債務者による受諾 *accepter*」の追加

2016年のオールドナンスでは、債権者は債務者による不完全な履行を受諾（*accepter*）した後、代金減額を懇願できると定めていた。この債権者による受諾というプロセスについては、まずその前提として債務者による代金減額の申込みがあることを要するのではないかという疑問が生じる余地があったわけであるが、そのような誤解を招く危険を取り除くべく、債権者による受諾、という文言は除去された⁽⁴⁹⁾。

その一方で、次に検討する代金未払いケース（追認法1223条第1項ケース）において、債権者による代金減額の決定を債務者が受諾（*accepter*）する場合、書面で行わなければならない旨定める新たな文言が挿入されている。一連の追認法案をめぐる両議会での審議内容をみると、代金未払いケースで裁判外での債権者による一方的な代金減額行使を認めることでは異論がない中で、このような文言が挿入されたことについては学者サイドから疑問が示されている。すなわち、結局はこの

文言により代金減額は契約両当事者の合意を要することになるのかという問いであるが、学者の解釈は否定的である⁽⁵⁰⁾。ただし、この文言の効果として債務者はひとたび書面により代金減額の効果を承認した場合、もはやその後代金減額について裁判の場で争う権利を放棄したものと捉えるべきであるとする見解⁽⁵¹⁾や、単に承認しただけでありそれ以上のものではない（だとすると、わざわざこのような規定を設ける意義がどこにあるのかが問われる）とする見解など、その解釈は一致を見ていない状況である⁽⁵²⁾。セナ第2読会において、前述のように債務者による書面での承認行為に対して強力な効果を認めることに難色を示し、最終的に追認法では、裁判の場で代金減額を争う権利を放棄したものとすとの文言だけが削除されたわけである⁽⁵³⁾が、法文として残った部分をどう解釈するかは今後の実務での運用次第となろうか。

(2) 代金未払いケースと既払いケースの区別の明確化

1223条第1項では代金未払いケースを、同2項では既払いケースを扱うことが明文化された。1項の未払いケースでは、単に債権者は代金減額できると定め、速やかに債務者にその旨通知⁽⁵⁴⁾することを要するとする。右通知により、代金減額の効力が生じることとなる⁽⁵⁵⁾。代金減額に対して債務者が不服である場合、代金減額の是非について債務者が裁判所に訴えを提起することとなる⁽⁵⁶⁾。

それに対し、第2項では既払いケースを定め、このケースにおける代金減額は、債権者による発動を端緒に⁽⁵⁷⁾、減額を行うことについて契約両当事者の合意を要し、減額につ

いて合意に至らなかった場合、債権者は裁判官に代金減額を求めることができる⁽⁵⁸⁾とし、このケースでは債権者による裁判外での一方的な権限行使を認めないことを宣言したことになる。このことは、第1項と異なり第2項では、債権者による代金減額の通知(notification)が何ら法的な効力をもたらさないことによっても明らかである⁽⁵⁹⁾。

若干の考察—まとめにかえて

契約関係にある当事者間において、その一方当事者が一方的に裁判外で権限行使することを、どの場面でいかなる要件のもと（権限の種類、行使態様）で認めるのかが、債務法一般規定の改正において注目すべきポイントの一つとされてきた。代金減額権行使に限ってみると、2018年の追認法において、いわゆる代金未払いケースにおいては、追完の催告を前提として代金減額権を行使した時点をもってその効果が生じることを宣言したのに対し、既払いケースでは裁判所の判断を要するとし裁判外での一方的な権限行使による効果発生を認めない見解を採用したと見ることができる。しかし、既払いケースの場合に何故に裁判所での判断を要するとするのか、実務的には、代金減額の是非について裁判所の判断を仰ぐに際し、訴え提起の手間を債権者と債務者のどちらが負担することになるのかについて大きな違いが生じることになるが、未払いケースと対応を異にする意義が釈然としない（この点については別稿で、その他の救済手段である不履行の抗弁、契約解除に関する改正内容との比較検討を行いながら探っていくことを予定している）。

具体的な行使要件の内容についてみると、未払いケースにおいて債務者が代金減額を承諾する場合は書面で行うことを要する旨定めると、当初国民議会第1読会で示された意図が文言上骨抜きとなり、書面化の目的がぼやけたものとなっている。代金減額をめぐる紛争の予防あるいは濫訴の防止という点からすると、むしろ債権者に対して代金減額の正当理由を明示させる義務を課すことが求められるのかもしれない。その意味では既払いケースにおいて、司法の判断を仰ぐ必要があるとしたことには一定の意義があるといえる。

代金未払いケースにおける代金減額は、いわば不履行の抗弁的な性格が強くなることになるが、債権者が代金減額を主張することでその効果が生じるも、その後債務者からの異議が唱えられた場合は、結局は代金減額の是非について司法の場で判断されることになる。したがって裁判において権利関係が確定しない限り、債権者から代金減額の主張が抗弁的になされることで代金減額の効果は生じるも、債務者からいつ異議が提起される分からないという宙ぶらりんな状態に債権者は陥るといってよい（それに対して原状回復を伴う既払いケースの場合は、債権者主導により裁判の場で権利関係を明確にすることができる）。紛争の早期解決の観点から、債務者に対して異論を主張することができる期間を設けるなどのルールを設けることも検討すべきではないか。

また、債権者から裁判所に代金減額の訴えが提起された場合（代金減額の主張に不服な債務者からの訴え提起も含めて）に、減額の範囲について債権者の要求が不適切であると裁判所が評価するに至った場合、裁判所が適

切であると評価した金額で減額の求めを容認する判決を出すべきなのか、それとも訴え自体を退けるべきなのか、については脚注(55)で紹介したような問題が生じる。代金減額の法的性質が解除でもなく、損害賠償でもない、固有の救済手段として捉えるべきことを物語っているといえる。

我が日本法との比較という点で見ると、2017年の債権法改正により日本民法563条で契約不適合を理由とする代金減額を定め、559条の準用規定を介して有償契約一般にも適用が可能となった。契約の解除と比べると代金減額はお手軽感のある主張方法であるがゆえに、濫用を防ぐ方策を考える必要があることは両国に共通した課題である。

注

- (1) 改正法規定は2016年2月10日のオールドナンスにより公布された。その追認法案は2018年4月20日に可決された。2016年改正法規定の内容に関する邦訳は、荻野、馬場、齋藤、山城「フランス債権法改正オールドナンス（2016年2月10日のオールドナンス第131号）による民法典の改正（翻訳）」（同志社法学69巻1号279頁以下）を参照。
- (2) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, LexisNexis, 2^{éd.}, 2018, p. 534.
- (3) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, 2^{éd.}, p. 534では、本稿の検討対象である代金減額に関する1217条の文言が、solliciterからobtenirに追認法において修正されたことは、権限の一方的行使unilatéralismeの促進につながっていると評価している（追認法でunilatéralismeが追認されたというより、強化された、と述べている）。
- (4) 代金減額は、代金と対価関係にある給付をする者において不履行がある場合のサンクションとし

- てフランス債務法規定では捉えていることから、代金減額を主張する者（＝代金支払義務者）を債権者と表記する。
- (5) なお、1223条の適用についてであるが、2016年法の1223条は、2018年の追認法が施行される2018年10月1日まで適用される（追認法16条：したがって、2016年のオルドナンスは2016年10月1日から2018年9月30日までの間に締結された契約に適用される）。
- (6) 同条から1231-7条まで、本文で列挙した不履行に対する各種サンクションに関する個別規定群を構成する。
- (7) Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance no 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, JO, 11 févr. 2016.
- (8) F. CHÉNEDÉ, *Le nouveau droit des obligations et des contrats*, Dalloz, 2e. éd., 2018, n° 128.151.
- (9) プロジェ 1223条1項 Le créancier peut accepter une exécution imparfaite du contrat et réduire proportionnellement le prix. 2項 S'il n'a pas encore payé, le créancier notifie sa décision dans les meilleurs délais.
- (10) 本草案における1217条と1223条の用語の不統一に関し、1223条で裁判外における主張を認める規定（代金減額について、誰の同意も要せず、債権者が一方的に決定し債務者に強いることのできる制度であると捉える）であると捉えるのであれば、「懇願」という用語を用いることは不適切であると述べるものとして、Paul GROSSER, PA, 2015, N° 176-177, p. 78. 同氏は、制度として一方的な修正権限を債権者に認めるべきか（いわゆる unilateralisme）、訴権を付与するべきかについて、代金の支払いが履行済みか否かにより分けることを提案する。
- (11) 最後通牒の意味を持つ履行の催告の内容に関して、完全な履行がなければ代金減額を主張することの理由（代金減額を正当化する根拠）を示す必要があるかについて、催告は事実を知らせることであり、代金減額を正当化する根拠を示さなくてもよいとするものとして、O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., 2e. éd., 2018, p. 562.
- (12) この通知は、できるだけ迅速に行わなければならない。2016年法も2108年法も、この主張時期に関する文言の変更はないが、代金減額においてなぜ通知の迅速さを求めるのかについての立法趣旨は不明である。
- (13) 法文ではprix = 代金という用語を一般化して用いているが、賃貸借ではloyer, 委任や請負ではhonorairesあるいはcommissionという賃料や報酬を表す用語を用いている。代金減額は不履行に対するサンクションとして、特定の契約類型にのみ適用される手段ではないため、ここでのprixは、それらを包含する広い意味で捉えることになる。Pierre. -Yves GAUTIER, *La réduction proportionnelle du prix. Exercices critiques de vocabulaire et de cohérence*, in *Libres propos sur la réforme du droit des contrats, Analyse des principales innovations de l'Ordonnance du 10 février 2016*, LexisNexis, 2016, ppl17.
- (14) F. CHÉNEDÉ, *Le nouveau droit des obligations et des contrats*, Dalloz, 2016., n° 28.134, F. CHÉNEDÉ, *La réduction du prix.*, RDC2017, p. 573は、代金減額の減額方法（計算方法）は考慮を要すると指摘する。A. BÉNABENT, *Droit des obligations*, LGDJ, 15e. éd., 2016, n° 376, O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, LexisNexis, 2016, p. 493.
- (15) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., 2016, p. 493, F. CHÉNEDÉ, op. cit., 2016, n° 28.134., F. CHÉNEDÉ, *La réduction du prix.*, RDC2017, p. 573は、代金減額は責任追及の問題ではないこと、契約の解除よりも代金減額による解決の方が実務的に好ましい（契約関係が存続する）ことを考慮し、1223条に明記すべきと指摘する。
- (16) 本規定の用語解釈の難解さについて詳述するも

- のとして、P. -Yv. GAUTIER, *La réduction proportionnelle du prix. Exercices critiques de vocabulaire et de cohérence*, in *Libres propos sur la réforme du droit des contrats, Analyse des principales innovations de l'Ordonnance du 10 février 2016*, LexisNexis, 2016, pp117.
- (17) P. -Yv. GAUTIER, *op. cit.*, 2016, p118. なお同氏は、解除規定群に関しては、債権者に裁判外での解除の主張を認める1226条と一貫性を持たせるために、1217条では、契約の解除を provoquer することができる と表現し、解除に関しては裁判外における一方的な権利主張を認めることを明確に宣言しており、代金減額規定とは対照的であるとする。そしてその結果として、債権者はより深刻な場合（解除を要する場合）には自己の判断で契約の解除をすることができるが、それほどまでの深刻さが無い場合（代金減額ですむ）は裁判官に *solliciter* しなければならないこととなり、かなり奇妙な結論になると指摘する。
- (18) 代金減額規定がユニラテリズムを貫徹する趣旨の規定であるとするならば、懇願する相手を裁判官だとする解釈はあり得ず、かといって懇願する相手は債務者であるとしても、代金減額は債権者が自ら不完全な履行を確認しそれを受諾することを要件として主張できる手段なのであるから、債務者に「お願いする」といったニュアンスの用語を用いることは適切ではない、などの批判が相次いでいる。Gaël CHANTEPIE, *Réduction du prix et résolution par notification*, in *La réforme du droit des contrats en pratique*, Dalloz, 2017, p. 89 n° 10.
- (19) 2015年に示された草案に対しては、たとえば以下のような修正案 (P. GROSSER, in *Observations sur le projet de réforme du droit des contrats et des obligations*, PA, 2015, n° 176-177, N, spé., p. 78, p. 85.) が示されていた。すなわち、1223条の代金減額規定が裁判外での主張を認めることを宣言したものであることを前提とすると、*solliciter* はそのことを言い表す用語としては不適切であるとする。債権者は代金減額するのであり、裁判官に代金減額を懇願するわけではないためである。もっとも同氏は1223条は、債権者が裁判官に代金減額を獲得するために訴えを提起することができることをも明記すべきとの意見であるため、*solliciter* の用語自体の条文からの削除は提案していない。具体的には、1217条を、「代金減額を懇願するか、または、価格を減額する」というように修正し、1223条については「1項 債権者は、代金未払いの場合、契約の不完全な履行を受諾し、自己の責任により (*à ses risques et périls*)、価格を減額することができる。相当期間内にその決定を通知しなければならない。2項 代金減額は裁判所に求めることもできる。」という修正案を提案している。同案の第2項については既払いケースを想定しており、同氏は既払いケースにおいて一方的な減額の主張は認められず、債務者が同意する場合か、あるいは、既払い金の一部の返還を獲得するために裁判所に訴えて提起をすることができるだけであるとの見解を示している。なお、代金減額は、従来個別の場面で法によりあるいは裁判により認められてきたシステムであることから、同氏は代金減額を契約不履行に対するサンクションの1つとして一般化することについては慎重であるべきと指摘する。
- (20) M. FABRE-MAGNAN, *Droit des obligations, 1-Contrat et engagement unilatéral*, PUM, 4e, éd., 2016, n° 683.
- (21) 代金未払いケースにおいて、減額の主張そのものに対して債務者が異議を唱える場合、債務者はその対抗手段として当初合意した代金支払の強制を求めることとなる (J. MOURY, *La détermination du prix dans le «nouveau» droit commun des contrats*, D., 2016, p. 1017, n° 20.)。
- (22) Gaël CHANTEPIE, *Réduction du prix et résolution par notification*, in *La réforme du droit des contrats en pratique*, Dalloz, 2017, p. 89.
- (23) 債務者からの代金減額の申し出を承諾するということではない。裁判所が代金減額をすることができるわけでもない。
- (24) O. DESHAYES, T. GENICON, Y.-M.

- LAITHIER, op. cit., 2016, p. 494. この場合, 当事者の合意による契約内容の修正が行われたにすぎない(民1193条)。
- (25) A.BÉNABENT (op. cit., Droit des obligations, 2016, n° 377,378) は, 債権者は代金減額を行うに際し, 裁判所に訴え提起をすることは義務的ではないが, 債権者による代金減額の決定に対して, 債務者には代金減額の金額について裁判官に評価を委ねる道が開かれているとする。具体的には, 以下のようなプロセスを経て減額する金額が確定されていくとしている。すなわち, 割合的減額の額はまず, 債権者が計算し(それに対して債務者はその額を受諾するか, それとも異議を唱えるかを定める), 債務者が異議を唱える場合は裁判官が評価することになる。
- (26) Gaël CHANTEPIE, op. cit., Dalloz, 2017, p. 92, N. DISSAUX, C. JAMIN, Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, DALLOZ, 2016, p. 133.
- (27) F. CHÉNEDÉ, La réduction du prix., RDC2017, p. 573. 同氏は, 損害賠償と同様に裁判官による事前の決定を要するか, それとも, 解除のように債権者の発意に委ねられるのか(その効果が生じるにあたっては, 事後的な裁判官によるコントロールという留保がある), という問題視点に立つ。
- (28) François CHÉNEDÉ, Le nouveau droit des obligations et des contrats, Dalloz, 2016., p. 192, n° 28.135, O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, op. cit., 2016, p. 494. なお, 大統領報告において, 緊急の場合は付遅滞を必要とはしないことを述べている。
- (29) F. CHÉNEDÉ, La réduction du prix., RDC2017, p. 573.
- (30) François CHÉNEDÉ, op. cit., 2016., p. 192, n° 28.135, B. MERCADAL, Réforme du droit des contrats, Edition Francis Lefebvre, 2016, n° 715.
- (31) E.SAVAU, RDC 2015, p. 786.
- (32) F. CHÉNEDÉ, La réduction du prix., RDC2017, p. 574. その代わりに, 減額の根拠と減額金額を正当化する弁明義務 (obligation de motivation) を債権者に対して課すことが裁判実務上必要であると指摘する。なお同氏は, そもそも未払いケースと既払いケースとを区別し前者は裁判外での代金減額を認め, 後者は債権者債務者間の合意もしくは裁判上における減額を認めることを意図して立法者が1223条を定めたものと解することには懐疑的である。もっとも, 両ケースについて裁判外での代金減額を認める趣旨の規定をもうけたものであるとしても, 実務的に, 既払いケースにおいて債務者が代金減額を拒んだ場合, 超過支払分の返還を受けるために裁判官の関与なしに済ますことは難しいであろうと指摘する。
- (33) N° 578, SÉNAT, SESSION ORDINAIRE DE 2016-2017, Enregistré à la Présidence du Sénat le 9 juin 2017.
- (34) 同修正案9条3°の1223条1項案の原文は以下の通りである。
“En cas d'exécution imparfaite du contrat, le créancier de l'obligation peut, après mise en demeure du débiteur, décider une réduction proportionnelle du prix.”
- (35) Rapport n° 22 (2017-2018) de M. François PILLET, fait au nom de la commission des lois, déposé le 11 octobre 2017.
- (36) この点については, さらに以下のようなコメントをしている。未払いケース(1223条2項)では, 債権者が代金減額の決定を債務者に通知することにより, 債務者はその決定に服することとなり, その決定に不服の債務者が裁判所に訴えを提起することとなる。不履行の程度や減額する額の評価は債権者に任されることとなるため, 一方的権限行使の効果はこの場合, 強力である。未払いケースの場合に懸念されるのは, 債権者による代金減額の濫用の恐れである。それに対して既払いケースでは, 債権者が債務者に代金減額を懇願 solliciterし, 債務者がそれを拒絶した場合には, 債権者が裁判所に訴え提起をしなければならない。
- (37) 条文の原文は以下の通りである。1223条1項
En cas d'exécution imparfaite de la prestation, le créancier peut, après mise en demeure et s'il n'a pas encore payé tout ou partie de la prestation, notifier au débiteur sa décision d'en réduire de

manière proportionnelle le prix dans les meilleurs délais. L'acceptation par le débiteur de la décision de réduction de prix du créancier doit être rédigée par écrit et met définitivement fin à la contestation.

2項 Si le créancier a déjà payé, à défaut d'accord entre les parties, il peut demander au juge la réduction de prix.

(38) RAPPORT n° 429, ratifiant l'ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations (n° 315), par M. Sacha HOULIÉ.

(39) 契約で定めた債務内容と比較して不完全な履行を受領するよう(代金の減額と引換に)債務者が債権者に要求することを認めるものではない。

(40) その結果、1217条はsolliciterという用語を用い、代金の未払いや一部支払い済みの場合は債務者に、既払いの場合は裁判所に代金減額を懇願することができる、ということになる。

(41) 債務者が書面を作成しなかった場合、債務者は裁判所に異議の訴えを提起することができる。報告者は未払いケースに関して以下のような具体例を挙げて説明をしている。「私は未だ100の給付に値する代金の支払いをあなたに行っていません。あなたによって行われた不適切な履行の価値は50を超えるものではない。そのことをあなたに通知します」という内容の債権者からの通知を債務者が受諾しない場合、決着は裁判の場に持ち込まれる。それに対して、債務者がこのような通知を受諾した場合、もはや裁判沙汰にすることはできなくなる。(Rapport, n° 429)

(42) 報告書で示した修正案は、国民議会第1読会で可決されたものと同じである。

(43) 「割合的な方法による減額の決定の債務者による受諾は書面によりなされなければならない」という形で文言が残された。

(44) 報告者 M. PILLET.

(45) 下記の国民議会第1読会案において、取消ラインで示した部分の削除をセナ第2読会では可決した。この箇所を削除することにより、たとえ債務

者が代金減額を承諾したとしても、裁判の場で異議を唱えることは妨げられないことになる。“En cas d'exécution imparfaite de la prestation, le créancier peut, après mise en demeure et s'il n'a pas encore payé tout ou partie de la prestation, notifier au débiteur sa décision d'en réduire de manière proportionnelle le prix dans les meilleurs délais. L'acceptation par le débiteur de la décision de réduction de prix du créancier doit être rédigée par écrit et met définitivement fin à la contestation.”

(46) 国会同数合同委員会では、契約失効規定、附合契約における濫用条項規定、不予見の事情を理由とする契約の司法的修正規定の3つをめぐってもっぱら議論がなされ、代金減額については俎上に載せられていない。

(47) O. DESHAYES, T. GENICON, Y.-M. LAITHIER, Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, Commentaire article par article, LexisNexis, 2e. éd., 2018, p. 534.

(48) それに対し、この用語の修正の影響は微細であると評するものがある。obtenirの辞書的な意味は、「自らが望むことを認めさせることに成功する」ということであり、ある事柄を認めさせる前提として懇願することを要するはずであるとす。P. LEMAY, La réduction du prix du contrat en cas d'exécution imparfaite: un pas en avant, deux pas en arrière?, D. 2018, p. 568.

(49) O. DESHAYES, T. GENICON, Y.-M. LAITHIER. op. cit., 2e. éd., 2018, p. 562.

(50) F. CHÉNEDÉ, Le nouveau droit des obligations et des contrats, Dalloz, 2e. éd., 2018, n° 128.143. P. LEMAY, La réduction du prix du contrat en cas d'exécution imparfaite: un pas en avant, deux pas en arrière?, D. 2018, p. 56. H. BARBIER, L'exécution et la sortie du contrat, RDC2018, Hors-série, p. 42.

(51) O. DESHAYES, T. GENICON, Y.-M. LAITHIER. op. cit., 2e. éd., 2018, p. 563. H. BARBIER, L'exécution et la sortie du contrat,

RDC2018, Hors-série, p. 43.

52) D. MAZEAUD, *Le nouveau droit des obligations: observations conclusives*, RDC2018, Hors-série, p. 66, n° 7.

53) このような場面については、いわゆる経済的強迫に関する1143条を適用して解決を図るべきと指摘するものとして、H. BARBIER, *op. cit.*, RDC2018, Hors-série, p. 43.

54) 通知の内容について法文は何も言及していないが、債権者は新たな金額の提示を同通知内で示すべきであるとするものとして、F. CHÉNEDÉ, *Le nouveau droit des obligations et des contrats*, Dalloz, 2e. éd., 2018, n° 128.143, O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, 2e. éd., 2018, p. 562. F. CHÉNEDÉは、加えて代金減額の要素と減額の範囲をも示す必要があるとする。このいわゆる弁明義務 (*obligation de motivation*) は、債権者に付与された一方的な代金減額権の見返り的な意味を持つとする。

55) 1項ケースにおける代金減額の効果について条文では詳細が示されておらず、より緻密な検討を要するものと思われる。本稿では、以下、O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, 2e. éd., 2018, p. 564で示された考えを紹介しておく。①債権者による代金減額の一方的な通知に対して債務者が裁判所に異議を申し立てることはできる。このとき代金減額の要件を充たすと裁判官が認めた場合、判決により代金減額効果が生じるのではなく、確認的判決となる。それに対し、代金減額に理由なしと判断（履行は完全であったことや、代金減額について債務者への通知がないことなどを理由として）した場合、代金減額は効果を失う。②債務者による異議の申し立てに対して、代金減額の理由はあるが、債権者により示された減額の金額について問題ありと裁判官が判断

する場合、裁判官が減額の範囲を決することができるかについては否定的である。1項ケースにおいて裁判官による干渉が明記されていないことに加え、民法典が債権者に認めた特権（1217条で示された不履行に対するサンクションの選択は債権者に任される）を奪うことになるためであるとする。すなわち、もし債権者が示した額での代金減額が認められないのであるならば、債権者は履行強制を選択するかもしれないが、そのような選択の機会を奪ってはならないとする。

56) 債務者からの訴え提起がなされないと、債務者により不完全な履行がなされたことが断定されたわけではないことから（履行は完全なものであったと裁判所に認定される可能性がある）、債権者は代金支払の履行遅滞責任を負う危険を追い続けることとなる。そのような危険が継続することを避けるべく代金減額について異議がある場合、債務者に対して訴えを提起する義務を課すべきであると指摘するものとして、A-S CHONÉ-GRIMALDI, *La réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, Gualino, 2e. éd., 2018, p. 226.

57) 第2項では明記していないが、第1項と同様に緊急を要しない場合は、まず債務者に完全な履行を実行するチャンスについての最後通牒としての催告をすることが求められると解するのが学者サイドの共通した認識であるといつてよい。

58) 訴えを受けて裁判官は不履行の事実と範囲を認定し、代金減額の要素と範囲を明らかにすることになる（F. CHÉNEDÉ, *Le nouveau droit des obligations et des contrats*, Dalloz, 2e. éd., 2018, n° 128.144.）

59) O. DESHAYES, T. GENICON, Y-M. LAITHIER, *op. cit.*, 2e. éd., 2018, p. 565.

